

支給額算定基準額 及び 貸与額算定基準額の計算手順(確認シート)

【2026 年度版】

2026 年4月

独立行政法人日本学生支援機構

給付奨学金の家計基準の選考に用いる「支給額算定基準額」や貸与奨学金の家計基準の選考に用いる「貸与額算定基準額」は、地方税(市町村民税)の情報に基づき本機構が計算しています。このシートを用いることで、自己の情報に基づき、各自で支給額算定基準額や貸与額算定基準額を計算することができます。なお、本シートは、2026 年度において、奨学金の家計基準の審査を受ける方向けのものです。

【基本的事項】

給付奨学金の家計基準は、奨学金申込者(または奨学生、以下「本人」という。)の生計維持者(両親がいる場合、その2名)及び本人の「支給額算定基準額」を合算して判定します。

貸与奨学金の家計基準は、生計維持者の「貸与額算定基準額」を合算して判定します。ただし、大学院で貸与奨学金(授業料後払い制度を含む)を受ける場合は、本人及びその配偶者(いる場合のみ)の「貸与額算定基準額」を合算して判定します。

これらの算定基準額は、途中までは計算方法が共通していることから、下記では、[I]共通する事項の計算手順 [II]支給額算定基準額の計算手順 [III]貸与額算定基準額の計算手順 の3部に分けてご説明いたします。

【計算手順】

斜体下線部分は、記入するために地方税関係情報が必要ですので、令和7年度(2025 年度)【予約採用、秋の在学採用(定期採用)又は給付奨学金の経済基準の適格認定の場合は令和8年度(2026 年度)※】の課税証明書を参照してください(令和7年度の課税証明書は令和6年[2024 年]分の収入や所得等を反映したもの、令和8年度の課税証明書は令和7年[2025 年]分の収入や所得等を反映したものです)。

課税証明書に必要な情報が記載されていないときは、発行元の市区町村にご確認いただくか、または、マイナポータルを利用できる環境にある人は、マイナポータルの「わたしの情報」により確認してください。

※ 秋の在学採用(定期採用)に申し込む場合であって入学の始期が9月である場合、外国の大学・大学院で貸与を受ける場合などは、時期により参照する課税証明書の年度が異なることがあります。詳しくは、奨学金案内をご覧ください。

[I] 共通する事項の計算手順

1. 地方税法第 295 条第1項各号に定める非課税の基準に該当するかどうかを確認します。

(1) 判定のための項目

- | | | |
|--|----------------------|--|
| ① <u>合計所得金額</u> | <input type="text"/> | 円 |
| ② <u>本人該当区分 控除対象障害者</u> | ・空欄 | ・0(非 該 当) ・1(特別障害)
・2(原爆障害) ・3(他 障 害) |
| ③ <u>本人該当区分 控除対象寡婦・ひとり親</u> | ・空欄 | ・0(非 該 当)・1(寡婦)・2(ひとり親) |
| ④ 2025 年1月1日時点※で未成年であった | ・該当しない | ・該当する |
| ⑤ 2025 年1月1日時点※で生活保護(生活扶助
に限る)を受けていた(後記【備考】を参照) | ・該当しない | ・該当する |

※ 予約採用、秋の在学採用(定期採用)又は給付奨学金の経済基準の適格認定の場合は 2026 年1月1日時点

(2) 判定

上記(1)の⑤に該当する場合は、これ以降の計算を行わず、(合算前の)その人の支給額算定基準額や貸与額算定基準額を0円とします。また、①が135万円以下であって、かつ、「②が1~3」、「③が1~2」、「④が該当する」のいずれかに該当する場合は、これ以降の計算を行わず、(合算前の)その人の支給額算定基準額や貸与額算定基準額を0円とします。

2. 地方税法附則第3条の3第4項に定める非課税限度に該当するかどうかを確認します。

(1) 判定のための項目

① 合計所得金額 円

② 繰越控除額 円

(「②繰越控除額」と「③総所得金額等」は、いずれかがあればもう一方は不要です。)

③ 総所得金額等 (①-②) 円

④ 配偶者控除等
(配偶者特別控除額は関係ありません。)

- ・ 空欄
- ・ 0(初期値)
- ・ 1(一般の控除対象配偶者)
- ・ 2(老人控除対象配偶者)
- ・ 3(控除対象配偶者を除く同一生計配偶者)

⑤ 扶養控除情報 一般 (数字を記入します。)

⑥ 扶養控除情報 特定 (数字を記入します。)

⑦ 扶養控除情報 老人 (数字を記入します。)

⑧ 16歳未満扶養親族 (数字を記入します。)

⑨ 扶養親族の数 (数字を記入します。)

扶養親族の数は、④が1~3の場合は1、そうでなければ0とし、それに⑤⑥⑦⑧を合計します。

(2) 判定

(1)の項目を用いて以下の判定を行います。

③ ≤ 35万円 × (1 + ⑨) + (32万円※) + 10万円

※⑨が1以上の場合のみ加算します。

この判定に当てはまる場合、これ以降の計算を行わず、その人の支給額算定基準額や貸与額算定基準額を0円とします。

3. 「子ども」の数を確認します(大学院を除く)。

(1) 判定のための項目

生計維持者の上記2.(1)⑤(扶養控除情報 一般)⑥(扶養控除情報 特定)⑧(16歳未満扶養親族)を合計します。この数は、生計維持者が年末調整や確定申告等で税務署等に申告した扶養親族が、年齢等に区分されて計上されています。

また、予約採用、秋の在学採用(定期採用)又は給付奨学金の経済基準の適格認定の場合は、下記3点を全て満たすときは、本人分を上記に加算します。

- 本人の①(合計所得金額)が58万円超95万円以下である
- 本人の2026年1月1日時点の年齢が19歳~22歳である
- 生計維持者が本人分の「特定親族特別控除」を年末調整等で申告している

※ 実際の奨学金の判定においては、生計維持者が「特定親族特別控除」を年末調整等で申告しているかを、生計維持者の「特定親族特別控除額」に適当な額が計上されているかによって、間接的に確認します。

※ 本人以外に「特定親族」がいて、機構に別途申告している場合は、下記(3)に従って計算します。

(2) 判定

生計維持者の上記(1)で計上した数のうち、以下①②のいずれにも該当しない人が「子ども」です。「子ども」の人数を計上します。

- ①その生計維持者の尊属である人。
- ②その生計維持者より年長である人。

(3) 「子ども」の数を別途申告している場合の加算

例えば、一定の基準日以降に新たに子どもが出生した等を機構に別途申告している場合は、その申告した「子ども」の数を(2)に足して、それを最終的な「子ども」の数とします。

※ 実際の奨学金の判定においては、奨学金申込時等に機構に申告された扶養親族の情報や実際の税情報により機構が判定します。このため、期待されている「子ども」の数にならないことがあります。

[Ⅱ] 支給額算定基準額の計算手順

※ この章は給付奨学金の判定に関する部分です。貸与奨学金の判定は、次章「[Ⅲ]貸与額算定基準額の計算手順」をご覧ください。

1. 支給額算定基準額の計算

(1) 計算のための項目

- | | | |
|---------------------|----------------------|---|
| ①課税所得額(課税標準額) | <input type="text"/> | 円 |
| ②市町村民税調整控除額 | <input type="text"/> | 円 |
| ③市町村民税調整額 | <input type="text"/> | 円 |
| ④課税者(自治体)が政令指定都市である | ・ 該当しない ・ 該当する | |

(2) 計算

(1)の項目を用いて以下の計算を行います。0円未満となった場合は0円とします。

$$\text{支給額算定基準額(100円未満切捨て)} = \text{①} \times 0.06 - (\text{②} + \text{③})^*$$

※ ④に該当する場合、(②+③)の部分に3/4を乗じます。

※ 生計維持者が本人を2.(1)⑤の扶養控除情報 一般の人数に含めている場合であって、かつ本人の生年月日が 2006/1/2~2006/4/1(予約採用、秋の在学採用(定期採用)又は給付奨学金の経済基準の適格認定の場合は 2007/1/2~2007/4/1)いずれかの日である場合、その生計維持者の支給額算定基準額から7,200円を控除します。

2. 支給額算定基準額の合算と判定

生計維持者(両親がいる場合、その2名)及び本人の「支給額算定基準額」を上記までの方法で計算し、合算して支援の区分を判定します。

- (1) 支給額算定基準額の合算額が100円未満の場合

第Ⅰ区分(満額の支援)となります。

- (2) 支給額算定基準額の合算額が100円以上25,600円未満の場合

第Ⅱ区分(満額の2/3の支援)となります。

- (3) 支給額算定基準額の合算額が25,600円以上51,300円未満の場合

第Ⅲ区分(満額の1/3の支援)となります。

- (4) 支給額算定基準額の合算額が51,300円以上154,500円未満の場合

以下のいずれかに該当する場合に限り、第Ⅳ区分となります。

- ① 本人が多子世帯((5)参照)に属している場合。
- ② ①に該当しない場合であって、本人が、文部科学省の公表する理工農系の学科等に属している場合。
- ③ ①に該当しない場合であって、この判定を行ったのが予約採用の選考である場合。ただし、③に該当する場合は、進学先が文部科学省の公表する理工農系の学科等でなければ支援の対象になりません。

※ 支給額算定基準額が第Ⅳ区分相当で、上記のいずれにも該当しない場合、判定ツールでは「第Ⅳ区分(支援対象外)」と表示されます。

- (5) 上記(1)~(4)の判定結果にかかわらず、本人が多子世帯に属している場合、修学支援新制度における授業料等減免の対象となります。判定ツールでは、「第〇区分」の表示の後に「多子世帯」と表示されます(支給額算定基準額が(1)~(4)のどれにも該当しない場合は、「多子世帯」のみが表示されます)。

多子世帯に属しているとは、生計維持者の「子ども」の数(実子や養子の数ではなく、「[I]共通する事項の計算手順 3」で確認した数)の合計が3以上であり、かつ、本人が生計維持者に扶養されている場合※をいいます。

※ 本人が[I]3.(1)に示した3点を満たしている場合も含まれます。

(注) 給付奨学金には、この他に資産の基準があります。支給額算定基準額が(1)~(4)に該当しても、世帯の資産の合算額が5,000万円未満でなければ、給付奨学金の支給を受けることはできません。

[Ⅲ] 貸与額算定基準額の計算手順

1. 貸与額算定基準額の計算

(1) 計算のための項目

- ① 課税所得額(課税標準額) 円
② 市町村民税調整控除額 円
③ 課税者(自治体)が政令指定都市である ・ 該当しない ・ 該当する

(2) 計算

(1)の項目を用いて以下の計算を行います。0円未満となった場合は0円とします。

$$\text{貸与額算定基準額(100円未満切捨て)} = \text{①} \times 0.06 - \text{②}^*$$

※ ③に該当する場合、②に3/4を乗じます。

※ 生計維持者が本人を2.(1)⑤の扶養控除情報 一般の人数に含めている場合であって、かつ本人の生年月日が2006/1/2～2006/4/1(予約採用、秋の在学採用(定期採用)又は給付奨学金の経済基準の適格認定の場合は2007/1/2～2007/4/1)いずれかの日である場合、その生計維持者の貸与額算定基準額から7,200円を控除します。(大学院ではこの控除はありません。)

2. 貸与額算定基準額の合算とその他の控除

全ての生計維持者(大学院では本人及び配偶者)について上記1.(2)を計算し、合算した後、一定の条件に該当する世帯については以下(1)①～③の控除を行います。控除後の額が0円未満になる場合、0円とします。

(1) 多子世帯控除、ひとり親控除、私立自宅外控除 (大学院ではこれらの控除の適用はありません。)

- ① 多子世帯控除: 生計維持者の「子ども」の数(実子や養子の数ではなく、「[I]共通する事項の計算手順 3」で確認した数)の合計が3以上のとき、合算額から「4万円×(「子ども」の数-2)」を控除します。例えば、「子ども」の数が5人なら、控除額は12万円です。
- ② ひとり親控除: 「生計維持者が1人のみであって、その人が本人の父か母のいずれかである」もしくは「生計維持者が[I]1.(1)判定のための項目のうち③本人該当区分 控除対象寡婦・ひとり親が「1(寡婦)・2(ひとり親)」のいずれかに該当する場合、4万円を控除します。
- ③ 私立自宅外控除: 在学採用に限り、申込者本人が私立の学校(大学、短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程及び専攻科)に自宅外から通学する場合、2万2千円を控除します。

(2) 判定

合算・控除後の貸与額算定基準額を機構が定める収入基準額(下記①～③)と比較して判定します。

- ① 第一種奨学金の家計基準・・・貸与額算定基準額が189,400円以下
(大学院では 修士相当の課程 66,400円以下、博士相当の課程 80,100円以下。ただし、収入基準額を一定程度超過していても適格となる場合があります。)
- ② 第二種奨学金の家計基準・・・貸与額算定基準額が381,500円以下
(大学院では 修士相当の課程 155,300円以下、博士相当の課程 299,800円以下)
- ③ 第一種・第二種奨学金を併用する場合の家計基準・・・貸与額算定基準額が164,600円以下
(大学院では 修士相当の課程 61,600円以下、博士相当の課程 66,400円以下)

※ 大学院の修士課程相当における授業料後払い制度の基準は、第一種奨学金と同じです。

(注)生活保護を受給している場合は、申込の際に申告が必要です。そのうえで、生活保護情報を用いて参照する年の1月1日時点で生活扶助を受給しているかを確認する必要があります。

以上